

拳銃・軍刀

荒木 肇



【明治19年制正装 陸軍歩兵中尉】

陸軍将校同相当官の拳銃や軍刀、双眼鏡などの個人装備は自費でした。正装といわれる正衣袴や、日常や戦時に着る軍衣袴も同じです。借行社ではそれらを販売したり、専門業者との斡旋を行ったりしていました。

正衣袴は今も駐屯地資料館などで見られます。明治6(1873)年に制定され、同8年や同19年に改正されてきました。正帽(第1種帽)はキャップ型で正面の徽章は日輪日章です。また軍帽(第2種帽)はいまも使うミツツエ形という型式ですが、その前章は星です。おそらく正式には日輪だから略式は星ということではありませんか。

正衣の色は濃紺絨とされています。先般、陸自制服の色が緑から紫紺色になりました。OBの一部からは不満の声も出たようですが歴史的には伝統回帰にも見えます。ズボンの側章も同じです。将官は太い金筋、佐官以下は定色と金筋がサイドに入ります。今も使う礼装肩章(ワラジと俗称)も明治19(1886)年に制定されました。

ただし列国ではふつうはシングル・ブレスト(1行ボタン)の服につける総(おさ)が無いタイプの鎖状組紐(Ornated cord)だけなので、欧米人には違和感を持たれたようです。西欧軍隊ではダブル・ブレスト(2行ボタン・正衣はこれ)の服には周囲に総(おさ)が下がるエポレット(epolet)を付けるのが常識だったからでしょう。

■軍刀と指揮刀

将校と同相当官は帯刀(たてちぼう)本分(ほんぶん)でした。下士官・兵は帯剣(たてけん)本分(ほんぶん)とされていました。ただし例外があります。騎兵や輜重兵は2等兵(卒)でも帯刀本分(ほんぶん)でしたし、憲兵は上等兵(以上)他の兵科でも曹長(せうちやう)は帯刀(たてちぼう)です。この人たちには騎兵(きへい)刀(たてちぼう)や曹長(せうちやう)刀(たてちぼう)といわれ

る軍刀(たてちぼう)を支給(しきやう)されました。官給品(くわんきよひん)の95式軍刀(たてちぼう)が有名(ゆうめい)です。

平時(へいじ)では洋式(やうしき)の指揮刀(しちちぼう)を掲(たて)げていました。片手(かたて)持ち(もち)のサーベル(さーべる)です。護拳(ごけん)と呼ばれたガード(がーど)が特徴(とくごう)です。刃(やいば)もついでに軽量(けいりやう)でした。戦闘(せんとう)用の軍刀(たてちぼう)はこれと外装(がいさう)は似(に)ていますが、両手(りやうて)で握(にぎ)られるように柄(えい)も長(なが)めです。やはり護拳(ごけん)がありました。中身(なかみ)の刀身(たてちぼう)には規定(きぎん)がなく日本刀(にっぽんたてちぼう)を仕込(しこ)んでいた人が多(おほ)いようです。

昭和9(1934)年2月、この洋式軍刀(やうしきたてちぼう)が中世(ちゆうせい)の陣太刀形(じんたてちぼうがた)といわれる「新軍刀(しんたてちぼう)」に改正(かいせい)されました。この意匠(いせう)・外装(がいさう)などは今も資料館(しやうりょうかんと)などで見(み)ることができ(き)るので詳(くわ)しい説明(せうめい)は不要(ふぎやう)でしょう。

【新軍刀】



腰(こし)の帯(おび)に吊(た)るための刀帯(たてちぼう)は黒革(くろがわ)でした。特徴(とくごう)はその裏側(うらがわ)の色(いろ)で、将官(しょうくわん)は紅革(べにがわ)または緋絨(ひじよう)と区分(くぶん)しています。佐官(さくわん)は藍革(あいがわ)もしくは藍絨(あいじよう)と区分(くぶん)しています。ただし騎兵科(きへい)はニッケル鍍金(にっけるとくご)の鉤鎖(かぎざ)を使用(しやうじゆ)とされています。この鉤鎖(かぎざ)をグルメット(ぐるめっと)といい、騎兵(きへい)以外(いがい)にも人気があつた(おほ)た(う)そうです。

また、日本刀(にっぽんたてちぼう)では柄頭(えいづ)にあたる猿(さる)手(て)からさがる刀緒(たてちぼう)にも区別(くわくべつ)がありました。表(うら)はみな茶色(ちやいろ)ですが、裏(うら)が将官(しょうくわん)は金糸(きんいと)三条山形(さんじやうやまがた)の交織(かうし)織(お)き、佐官(さくわん)は赤(あか)尉官(じゆうくわん)・准士官(じゆんしやくわん)は紺青(こんせい)の平打網紐(へいうちあみじゆ)でした。制定(ていじん)当初(ちゆうしゆ)は入れ子鞘(いれこざや)といい、鉄(てつ)やアルミ(るみ)の金属(こくご)の鞘(ざや)の中に朴(ほ)の木(き)でできた木製鞘(きせいざや)が入(い)っていました。それが98式略装(くわくさう)という形(がた)もあります。それは木の鞘(ざや)を革(かわ)で覆(おほ)っただけのもの(もの)でした。

さて、手元(てもと)には祖父(そふ)父(ふ)予備歩兵少尉(よびしやくわんせうじゆう)が出征(しゆせい)した時(とき)の各種(くわんしゆ)購入(こんじゆ)品(ひん)の価格表(かかくへい)があります。昭和12(1937)年12月(じゆうご)付(つ)の高島屋製(たかしまやせい)です。軍帽(きんぼう)3円、戦闘(せんとう)闊帽(くわんぼう)1円90銭、軍衣(きんい)・袴(はかま)〔合服(がふく)・肩章付(かみじやうづ)〕35円、同冬服(どうふく)55円、外套(がいぼう)60円、雨覆(あまおほ)〔レインコート〕50円など(など)とあり、背囊(せいのう)が9円50銭、図囊(ずのう)3円50銭、刀緒(たてちぼう)1円60銭、刀帯(たてちぼう)3円50銭(な)っています。インフレ(いんぷれ)が始(はじ)まった頃(ころ)ではありますが、1円(いち)を現在(げんざい)の500円(ごひゃく)と考(かん)えたら(ら)いか(か)が(か)で(で)しょう(しょう)か。合服(がふく)で17万5000円(いちしちごばんごひゃくごじゅうごひゃく)、冬服(ふゆふく)は25万円(にじゅうごばん)です。

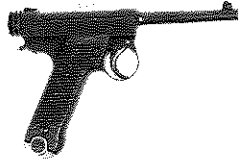
昭和12年(じゆうご)は大動員(だいどうぎん)の年(とし)でした。当時の週刊誌(しゅうかんし)「週刊文春(しゅうかんぶんしゆ)」に「軍装用具店(きんさうぐう)のボロ儲け振り」という記事(きじ)があります。それによると造兵廠(ぞうへいじやう)から出(で)された刀(たてちぼう)が47円50銭(よんしちごばんごじゅうごひゃくごじゅうご)と24万

円)です。おおよそ40円から60円くらゐまでのようです。

驚くのは研ぎ代です。1寸(約3センチ)につき50銭から3円まででした。2尺2寸の刀なら、安くて11円から66円です。家の刀を軍刀洋式の外装にしようとしても、鞘まで含めた外装代(おおよそ30円ほど)も含めて50円近くはかかったのではないでしようか。

■拳銃

拳銃も個人装備品でした。有名な26年式、南部14年式、戦争末期の94式拳銃も元来が部隊装備品です。将



【14年式拳銃】



【94式拳銃】

校同相当官は自前で調達しました。

拳銃武装についての「陸軍服装規則」という明文規定は明治45(1912)年のことです。これによつて陸軍将校同相当官は「銃砲火薬類取締法」の拘束を受けずに拳銃を個人所有することができました。

海軍士官はどうかというと服装規定には拳銃がありません。そこで海軍では陸戦隊などの指揮官職で拳銃武装の必要があると艦艇や部隊常備の拳銃を貸与していました。

今も資料館に残っていることが多い私物拳銃は、コルト、ブローニング、マウザーなどの主に口径32、同25など(8・12ミリ、6・35ミリ)、これにラーマなどのスペイン製などの軽量な中小型拳銃が多かったようです。重い軍刀との2重装備になりましたから当然でもありません。

昭和12年の大阪偕行社酒保部発行のパンフによれば、スペイン製のローヤル自働拳銃口径32は18円というとびきりの廉価です。人気があったブローニング1910年型が45円でした。

興味深い話題ですが、警察(内務省)が在郷将校、あるいは退役将校が拳銃を私有しているのは問題であ

ると主張したことがあります。購入する時も予備・後備・退役将校は願書を所属する聯隊区司令官に提出すれば良いということもありました。治安上、取り締まり上、遺憾であるといった内務省側の言い分でしたが、「陸軍将校同相当官は終身官であり、いつ軍装をしても問題はないから拳銃は私有してよい」という回答を陸軍省は出しました。実際のところ、召集令状を出す聯隊区司令部も陸軍省も、動員をかけてみたら召集将校たちが拳銃を持っていなかたというのは困った事態だったからです。

手当てがありました。少尉に任官する人、初任准尉には「大東亜戦争陸軍給与令」によれば任官時に400円の軍装手当が支給されます。もちろん、これだけで足りるわけもなく若い将校の多くは支払いに苦労していました。